1　品種登録の番号　第22742号
2　品種登録の年月日　平成25年10月15日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　PHALCROXO
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg　14,　2665KV　Bleiswijk,
The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成24年5月29日

1　品種登録の番号　第22743号
2　品種登録の年月日　平成25年10月15日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　PHALCUJOX
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg　14,　2665KV　Bleiswijk,
The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成24年5月29日

1　品種登録の番号　第22744号
2　品種登録の年月日　平成25年10月15日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Sheena102-30
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社椎名洋ラン園
千葉県旭市井戸野3665
7　出願公表の年月日　平成24年6月19日

1　品種登録の番号　第22745号
2　品種登録の年月日　平成25年10月15日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　きたさちほ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目1番地9
7　出願公表の年月日　平成23年11月9日
Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

## ○経済産業省告示第二百十二号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称及び学科名の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

| 新名称 | 旧名称 | 住所 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 公立大学法人兵庫県立大学工学部電子情報電気工学科 | 兵庫県立大学工学部電子情報電気工学科 | 兵庫県姫路市書写二一六七 | 平成二十五年四月一日 |
| 福井県立若狭東高等学校全日制課程電気・機械科 | 福井県立若狭東高等学校全日制課程電気科 | 福井県小浜市金屋四八―二 | 平成二十五年四月一日 |
| 奈良県立王寺工業高等学校電気工学科 | 奈良県立王寺工業高等学校総合電気工学科 | 奈良県北葛城郡王寺町本町三丁目六―一 | 平成二十五年四月一日 |

## ○経済産業省告示第二百十三号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の二第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百二十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称、所在地の変更届出があったので、その旨を公示する。

平成二十五年十月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

| 新名称 | 旧名称 | 変更年月日 |
|---|---|---|
| 専門学校　神奈川総合大学校 | 厚木高等専修学校 | 平成二十四年七月一日 |
| 山梨県峡南高等技術専門学校普通課程電気システム科 | 山梨県立都留高等技術専門学校普通課程電気システム科 | 平成二十五年四月一日 |

| 養成施設の名称 | 新所在地 | 旧所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 山梨県峡南高等技術専門学校 | 山梨県南巨摩郡富士川町二四九 | 山梨県都留市小形山一番地 | 平成二十五年四月一日 |
| 福岡県立田川高等技術専門校 | 福岡県田川市大字糒字柿ヶ浦二〇五番地 | 福岡県田川市字糒二〇五九番地 | 平成二十五年四月一日 |

電気工事科

## ○経済産業省告示第二百十四号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の二第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百二十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十五年十月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

| 名称 | 学部・学科名 | 備考 |
|---|---|---|
| 新堀自動車専門学校 | 電気設備科 | 平成二十四年十二月二十六日廃止 |
| 新日鐵住金株式会社君津製鐵所高等職業訓練校 | 第二種電気工事士養成コース | 平成二十五年三月三十一日廃止 |
| 財団法人つくば職業訓練教育財団関東理工専門学校 | 空調設備学科 | 平成二十三年三月三十一日廃止 |
| 国際テクニカルデザイン専門学校 | インテリアデザイン学科照明・電気（国家資格）コース | 平成二十年三月三十一日廃止 |

## ○国土交通省告示第千十九号

高知空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　高知空港　高知県南国市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第十三号を参照。）
イ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
ロ　空港の総面積　百四十万七千二百五十六平方メートル
四　空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局高知空港事務所において縦覧に供する。